

2020年4月8日
特定非営利活動法人 里山を考える会
COVID-19 感染対策本部

新型コロナウィルスに関する緊急事態宣言を受けた対応について

特定非営利活動法人 里山を考える会は、4月7日に政府が発令した新型コロナウィルスに関する「緊急事態宣言」を受けて、5月6日までの間、以下のとおり緊急事態措置を実施していくこととする。

1) 従業員の出勤について

- (1) 職員は当日出勤前に体温を自宅で検温、または出勤時に各職場で検温し、その結果を検温記録簿（添付資料参照）に記録すること。
体温が37.5度以上ある場合は出社を自粛し、その旨を所属部署の長に伝え、指示を仰ぐ。
- (2) 出勤する社員については、混雑時間帯の出退勤を避けるなど、感染予防を徹底する。
- (3) 屋外から室内への入室時は必ず「アルコール消毒を行うこと」。
- (4) 体温が37.5度以上ある場合は出社を自粛し、その旨を所属部署の長に伝え、指示を仰ぐ（別紙連絡網を参照）。
- (5) 出勤後に気分が悪くなった場合は、各部署に常備している体温計で検温し、37.5度以上ある場合は、速やかに帰宅する。帰宅の際には可能な限り、家族に自家用車で迎えにきてもらうこと。

2) テレワークについて

テレワーク可能な社員については、積極的なテレワークの実施を推奨する。

- (1) テレワーク実施にあたって法人のパソコンを持ち出す場合は、書面で所属部署の長へ申請を行い承認を得ること。部署長は対策本部（総務）へ報告すること。
- (2) 個人情報ならびに業務上守秘義務を有する情報の持ち出しは禁止する。
- (3) ホームページ等の一般公開されている情報の閲覧や調査等のみに法人のパソコンを使用する場合は、原則として持ち帰りの対象とはしない。
- (4) 個別事情については、所属長が対策本部と相談の上判断する。
- (5) 在宅勤務する場合は、業務の開始・終了をメール等の手段により所属部署長に報告すること。

3) 会議について

- 社外ならびに事業所内での会議は原則禁止にし、WEB会議等での代替を図る。
やむを得ない場合は、大人数での会議は行わない、必要なソーシャルディスタンス
(1. 8m程度など基準を明記)を確保し、出席者全員(社外者を含む)がマスク着用、窓を開けるなど換気を行いながらの会議を行うなどの措置を行うこと。

4) 出張について

- ・国内外への出張は、原則禁止とする。

5) 期間中の連絡

- ・緊急事項の連絡は、別途規定する緊急連絡網に従って行う。よって、携帯電話は受信時応答できるように極力常時身边に携帯すること。
- ・また、施策、期間等に変更が生じた場合は、全員に法人メールを利用して告知を行う。毎日一度はメールのチェックを行うこととする。

以上